



最新の賃貸経営お役立ち情報

USAGI通信

No.686 2015年6月25日

**2015年
10月1日
から**

保険期間最長36年だったのが
⇒ **最長10年**に！

「地球温暖化に関する昨今の研究成果において、自然災害の将来予測について不確実な要素が増していることが明らかとなったため、長期にわたるリスク評価(妥当な料率算出)は困難との結論に至ったもの。」とのことであり、国内の保険会社が一斉に販売停止の対応をとることとなりました。

対策

**2015年
9月30日
までに**

保険証券のコピー をご用意ください。
現在ご加入の内容を確認させていただきます。

火災保険を含む損害保険は保険期間1年のご契約が原則ですが、専用住宅の火災保険については規定により最長36年までの長期契約も可能です。単年更新より長期一括のお支払いにて保険料を抑える事が可能でしたが、今年の9月末で火災保険期間の引き受けが10年までとなってしまいます。(10月1日の始期より)

ぜひご相談ください！！

マンション・アパート・テナント



お問合せ先 TEL:0800-100-3215 担当 川崎